

居 宅 介 護 支 援 契 約 書

(予防居宅介護支援契約書)

重 要 事 項 説 明 書

(令和 6 年 12 月 1 日現在)

令和元年 11 月 1 日改訂

令和 3 年 1 月 1 日改訂

令和 3 年 4 月 1 日改訂

令和 5 年 1 月 1 日改訂

令和 6 年 4 月 1 日改訂

令和 6 年 12 月 1 日改訂

医療法人社団 順信会

上尾メディカルクリニック居宅介護支援センター

(予防) 居 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー 契 約 書

様（以下、「利用者」という。）と医療法人社団順信会（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険に関する法令の趣旨に従い、公正中立な立場から、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の同意の上で（予防）居宅サービス計画を作成するとともに、指定（予防）居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他便宜の提供を図ります。

第2条（契約期間）

- 1 この契約書の契約期間は、契約締結日から要支援・要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にその氏名を文書で通知します。

第4条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、（予防）居宅サービス計画の作成を支援します。

- （1）利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接をして情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- （2）当該地域における（予防）指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- （3）提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を記載した（予防）居宅サービス計画の原案を作成します。
- （4）居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文章等による同意を受けます。
- （5）その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

- (6) 利用者は（予防）居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事や当該事業所等の選定理由の説明を求めることが可能です。
- (7) 利用者が病院等へ入院する場合には居宅における日常生活上の能力や利用していた居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで医療機関における利用者の退院支援に資すると共に退院後の円滑な在宅生活への移行支援を行います。
なお、入院時に利用者より担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該医療機関等へ伝える協力を頂く事で医療機関等との早期からの連携を促進していきます。
連携を促進していきます。
- (8) 居宅介護支援のサービス提供にあたっては、特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、前6月間に当事業者において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス及び事業所の数が占める割合について別紙重要事項説明書にて説明し、署名をもらうものとする。
- (9) 障害者が介護保険サービスを利用する場合等、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進していきます。

第5条（経過観察・再評価）

事業者は、（予防）居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう（予防）指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて（予防）居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業所は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条（（予防）居宅サービス計画の変更）

利用者が（予防）居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が（予防）居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意により居宅サービス計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、（予防）居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、埼玉県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新の申請および状態の変化に伴う区分変更を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条（ケース処遇記録の作成）

- 1 事業者は、（予防）指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、この契約の終了後（最終利用月）より2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、利用者に関する第1項に定めた記録の閲覧及び写しの交付を受けることができます。尚、記録の開示請求を行う場合は、別に定める書式を持って請求するものとし、別途手数料が発生します。また、ご家族又はその他の者（利用者の代理人を含む）に対しては、利用者の承諾その他の必要と認められる場合に限りこれに応じます。
- 3 第12条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書等で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条（料金）

事業者が提供する（予防）居宅介護支援に対する料金規定は【重要事項説明書】のとおりです。

第12条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、文書等で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間において理由を示した文書等で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の（予防）指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者が事業所や介護支援専門員に対して重大な背信行為を行った場合文章等で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の理由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - （1）利用者が介護保険施設に入所した場合
 - （2）利用者が死亡若しくは被保険者の資格を喪失した場合

第13条（秘密保持）

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者及び家族から予め文章等で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文章等で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第14条（事故時の対応）

事業者は、（予防）居宅介護支援の実施に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡及び市町村関係窓口へ連絡を行うとともに、その他必要な措置をとります。

第15条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき理由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

第16条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、次の各号に該当する場合には、損害賠償責任を免れます。

- （1）利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- （2）利用者が、事業者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害及び事故が発生した場合。

第17条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者及び家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第18条（虐待防止に関する事項）

事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報するものとする。

第19条（相談・苦情対応）

- 1 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、区市町村、国民健康保険団体連合会にたいして、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた（予防）指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、敏速に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情等を申し出た事を理由として、不利益な扱いをすることはありません。

第20条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって業務を遂行します。

第21条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令の定めるところにしたがい、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第22条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第23条（留意事項）

認知症等により契約に対する意思能力、判断能力が不十分な利用者との契約については、利用者の成年後見人又は、利用者の家族や身元引受人による代理契約となります。又、利用者に麻痺等があり、利用者本人の署名が得られない場合には、上記の方の署名代行となります。

(予防)居宅介護支援センター重要事項説明書

〈令和6年12月1日現在〉

1. 事業所の相談窓口

電 話 048-720-2730

相談時間 9:00～18:00

担 当 管理者 小川 博文

※ご不明な点がございましたら、何でもお気軽にお尋ね下さい。

2. 事業所の目的及び運営の方針

要介護状態にある利用者に対し適切な（予防）居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては利用者の居宅を訪問し要介護者の有する能力や提供を受けている（予防）指定居宅サービス、またその置かれている環境等の課題分析を通じて自立した日常生活を営むことが出来るように

「（予防）居宅介護サービス計画」等の作成及び変更をします。

また関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 法人の概要

名 称	医療法人社団 順信会
代 表 者 名	理事長 青野 弘美
主たる事務所の所在地	埼玉県上尾市原市3133番地
電 話 番 号	048-720-2730
業 務 の 概 要	○医療事業 目黒整形外科内科 上尾メディカルクリニック ○介護事業 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション （予防）居宅介護支援

4. 事業所の概要

事業所名	医療法人社団 順信会 上尾メディカルクリニック 居宅介護支援センター
所在地	埼玉県上尾市原市3133
介護事業所番号	1171602707
サービス提供地域	上尾市・伊奈町・蓮田市・さいたま市北区の一部・ さいたま市見沼区の一部 □さいたま市北区の一部 吉野町（1・2丁目）、宮原町（1・2丁目）、別所町、奈良町、 今羽町、本郷町、土呂町（1・2丁目） □さいたま市見沼区一部 東大宮（1・2・3・4・5・6・7丁目）、堀崎町、 島町（1・2丁目）、大和田（2丁目）、砂町、丸ヶ崎、小深作、 春野、春岡（1・2・3丁目）、深作（1・2・3・4丁目）、 卸町（1・2丁目）、宮ヶ谷塔（1・2・3・4丁目）

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

5. 事業所の職員体制

管理者	1名
介護支援専門員	2名以上

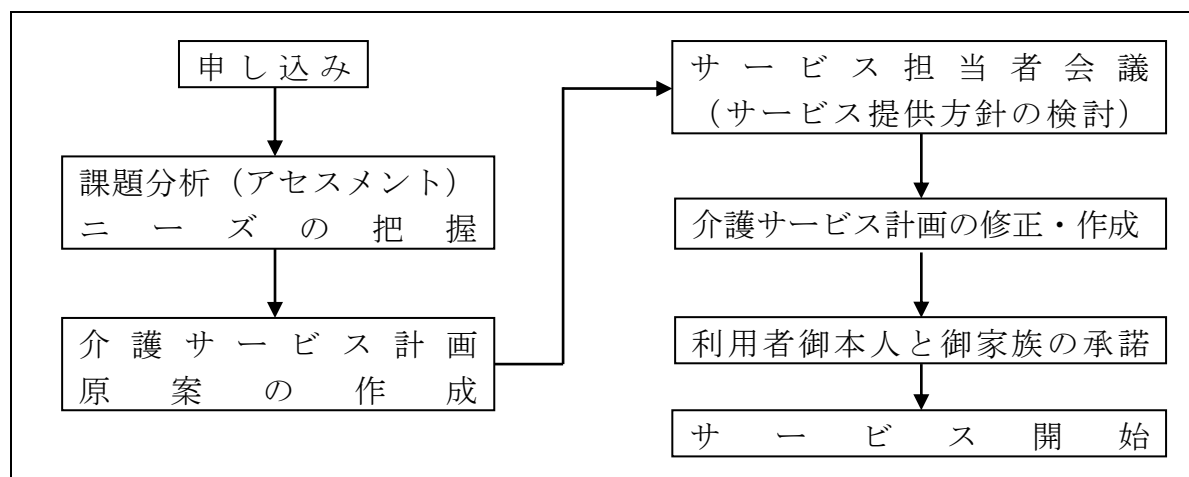
※常勤介護支援専門員の配置は利用者の数35人に対して一人を標準としています。

6. 事業所の営業時間

営業日	営業時間
月曜～金曜日	午前9時00分から午後6時00分

但し、土曜日、日曜日、祝祭日、夏期休業日（8月13日から15日）、
年末年始（12月30日から1月3日）までは休業です。

7. 居宅介護支援の申し込みから提供までの流れと主な内容



8. 利用料

(1) 利用料

居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり、次の通りです。

【基本料金】

取り扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
I. 40件未満	11,316円	14,703円
II. 40件～60件未満	5,668円	7,336円
III. 60件以上	3,397円	4,397円

※介護予防支援費（指定居宅介護支援事業所が行う場合） 472単位

【加算料金】

区分	料金	備考
初回加算	3,126円	1カ月につき
入院時情報連携加算Ⅰ 入院後3日以内に情報提供を行った場合	2,605円	1カ月につき
入院時情報連携加算Ⅱ 入院後7日以内に情報提供を行った場合	2,084円	1カ月につき
退院・退所加算	4,689～9,378円	1カ月につき
通院時情報連携加算	521円	1カ月につき
緊急時カンファレンス加算	2,084円	月2回限度
ターミナルケアマネジメント加算	4,168円	1カ月につき

○要介護または要支援者として認定された方は、介護保険で全額給付されるので自己負担はありません。

○介護保険の対象であっても、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。

(2) 交通費

通常の業務の実施地域にお住まいの方にサービスを提供する場合は、交通費は無料とする。実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費相当を徴収する。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

9. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文章等でお申し出下さればいつでも解約できます。

2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文章等で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

①利用者が医療機関へ入院して三ヶ月経過した場合、介護施設に入所して三ヶ月が経過した場合

②介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③利用者がお亡くなりになった場合

(3) その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文章等で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

10. 感染症発生及びまん延等に関する事項

事業所は、感染症の発生及びまん延等の防止のために次の措置を講ずるものとする。

1) 感染症発生及びまん延等の防止に関する定期的な委員会の開催

2) 職員に対する感染症発生及びまん延等の防止を啓発・普及するための研修の実施

3) その他、感染症発生及びまん延等の防止のために必要な措置

11. 身体拘束の禁止

事業所は、通所サービスの提供を行っている際に、利用者本人もしくは他の利用者の身体に危険が生じるような場合を除いて、利用者の身体を拘束することはありません。

12. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のために次の措置を講ずるものとする。

1) 虐待の防止に関する担当者の選任及び定期的な委員会の開催を行う。

虐待防止に関する責任者 小川博文

2) 利用者及びその家族からの苦情解決体制の整備

3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

4) その他虐待防止のために必要な措置

13. ハラスメントに関する事項

暴言・暴力・ハラスメントに対するために次に掲げる措置を講じます。

1) 職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

- 2)職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施します。
- 3)暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員にあった場合には解約するだけでなく法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

1 4. 業務継続計画の策定に関する事項

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. サービス等の内容に関する相談窓口・苦情対応

(1) サービス・虐待に関する相談、苦情については、次の窓口で対応致します。

当 事 業 所 相 談 窓 口	電 話 番 号	0 4 8 - 7 2 0 - 2 7 3 0
	ファックス番号	0 4 8 - 7 2 0 - 2 7 3 3
	担 当 者	小川 博文
	対 応 時 間	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

(2) 次の機関でも苦情申し出ができます。

上 尾 市 役 所 高 齢 介 護 課	所 在 地	埼玉県上尾市本町三丁目1番1号
	電 話 番 号	0 4 8 - 7 7 5 - 6 4 7 3
	対 応 時 間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (月～金) (祝祭日・年末年始除)
蓮 田 市 役 所 介 護 保 険 課	所 在 地	埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1
	電 話 番 号	0 4 8 - 7 6 8 - 3 1 1 1
	対 応 時 間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (月～金) (祝祭日・年末年始除)
伊 奈 町 役 場	所 在 地	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493
	電 話 番 号	0 4 8 - 7 2 1 - 2 1 1 1
	対 応 時 間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (月～金)
さ い た ま 市 北 区 役 所 高 齢 介 護 課	所 在 地	埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目852番地1
	電 話 番 号	0 4 8 - 6 6 9 - 6 0 6 8
	対 応 時 間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (月～金) (祝祭日・年末年始除)
さ い た ま 市 見 沼 区 役 所 高 齢 介 護 課	所 在 地	埼玉県さいたま市見沼区堀崎町12番地36
	電 話 番 号	0 4 8 - 6 8 1 - 6 0 6 8
	対 応 時 間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (月～金) (祝祭日・年末年始除)
埼玉県国民健康保 険団体連合会介護 保険課苦情対応係	所 在 地	埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704番
	電 話 番 号	0 4 8 - 8 2 4 - 2 5 6 8
	対 応 時 間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 (月～金) (祝祭日・年末年始除)

第三者による評価の実施状況 無し

1 6. 契約に関する留意事項

認知症等により契約に対する意思能力、判断能力が不十分な利用者との契約については、利用者の成年後見人又は、利用者の家族や、身元引受人による代理契約となります。又利用者に麻痺等があり、利用者本人の署名が得られない場合には、上記の方の署名代行となります。

1 7. 利用にあたっての留意事項

(1) サービスの変更、中止

体調不良、天候・災害等の理由により、サービスの提供が困難であると事業者が判断した場合は、サービス内容の変更又はご利用を中止していただく場合があります。

(2) 連絡事項

かかりつけ医からの注意事項や体調変化等がある場合は、必ずご連絡下さい。

(3) 報告事項

利用者に感染症等がある場合または罹患した場合は、必ず事前に申し出て下さい。必要と認めた場合は、診療情報提供書を提出して頂くことがあります。

(4) サービス利用にあたっての禁止行為

下記の禁止行為を確認した場合、契約を解除する場合があります。

①事業者の職員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

②下記のようなハラスメント行為。

1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為

2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりする行為

3) 意に添わない誘いかけ、好意的態度を要求する行為

(5) ペット管理

ペットを飼っている場合は、職員または物品に対し危害が及ばないように留意および管理の徹底をお願いしています。

1 8. 個人情報の取り扱いについて

- 1 事業者は、(予防) 居宅介護支援の提供開始する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 当事業所では、利用者様、ご家族様の個人情報について下記の目的に利用し、その取り扱いには万全の体制で取り組んでいます。

「ご利用者・ご家族の個人情報について」

□当事業所内部での利用にかかる事項

- (1) 利用者様に対する介護サービス提供のための調整及び介護認定の申請及び更新変更

(2) 保険請求にかかる事務業務

(3) 事故・苦情等の報告

(4) 事業所内部における職員の資質の向上を目的とした事例研究

□当事業所外部での利用に係る事項

(1) 主治医との連絡調整及び情報提供

(2) 行政機関及び他の介護サービス事業所との連絡調整等の連携

(3) 介護保険サービスを円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議
の開催及び照会

(4) ご家族等への心身の状況説明

(5) 他の医療機関等への照会や意見・助言を求める場合

(6) 審査支払機関への保険請求及び保険者等からの照会への回答

(7) 賠償責任保険等に係る専門団体や保険会社等への相談及び届出

□その他の利用に係わる事項

(1) 行政機関等からの照会及び実地指導・外部監査等における情報提供等

(2) 管理運営業務の維持・改善のための基礎資料

□ご家族に関する個人情報の取り扱いについて

緊急連絡先として、又、サービス担当者会議等においてご家族のご意向をお伝え
するためご家族の個人情報を用います。

別紙 重要事項説明書

令和 6 年度前期

- ① 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

サービス区分	割合
訪 問 介 護	22.0%
通 所 介 護	38.0%
地域密着型通所介護	5.0%
福 祉 用 具 貸 与	66.0%

- ② 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪 問 介 護	ふくしのまち上尾 30.1%	けあビジョン東大宮 25.4%	ケアパートナー 22.2%
通 所 介 護	リハビリホーム一歩 25.1%	あずみ苑伊奈 22.0%	ツクイ原市 11.0%
地域密着型通所介護	ちゃのみ 50.0%	あゆみ 50.0%	該当なし
福 祉 用 具 貸 与	栗原医療器械店 36.1%	フロンティア 26.7%	トーカイ 18.0%